

平成 30 年 1 月 9 日
福祉保健部健康増進課
衛生指導監 坂本 隆一
電話 055-223-1494
FAX 055-223-1499

報道関係者各位

山梨県のインフルエンザの発生状況について (中北保健所・中北保健所峡北支所・峡東保健所 管内注意報レベル入り)

平成 29 年第 52 週(12月25日～12月31日)の感染症発生動向調査結果は次のとおりです。

インフルエンザの定点あたり報告数

中北保健所管内:25.0 人¹、中北保健所峡北支所管内:10.6 人²、
峡東保健所管内:16.7 人³

注意報レベル基準値の 10.00 以上となったことから、中北保健所・中北保健所峡北支所・峡東保健所管内はインフルエンザの注意報レベル⁴に入ったと考えられます。

今後、流行が拡大する可能性があることから、別紙の予防対策を改めて県民に周知したいので、報道機関の皆様方にも御協力をお願いいたします。

1 【中北保健所管内】14 定点医療機関の合計報告数 350 人 350 人 ÷ 14 医療機関 = 25.0

2 【中北保健所峡北支所管内】8 定点医療機関の合計報告数 85 人 85 人 ÷ 8 医療機関 10.6

3 【峡東保健所管内】7 定点医療機関の合計報告数 117 人 117 人 ÷ 7 医療機関 16.7

4 県内全体で定点 1 医療機関あたりの報告数が 1.00 を超える 流行入りの目安

保健所管内で定点 1 医療機関あたりの報告数が 10.00 以上 注意報レベル

保健所管内で定点 1 医療機関あたりの報告数が 30.00 以上 警報レベル

なお、全ての保健所管内で注意報レベルとなった場合に県全域で注意報レベル入りしたと言えます。

【保健所別直近の定点あたりの報告数】

週	山梨県	中北	峡北	峡東	峡南	富士・東部
52 週 (12/25 ~ 12/31)	19.4	25.0	10.6	16.7	9.33	24.0
51 週 (12/18 ~ 12/24)	9.00	8.79	7.75	6.43	2.33	14.7
50 週 (12/11 ~ 12/17)	5.59	3.86	7.00	6.00	2.67	7.67
49 週 (12/ 4 ~ 12/10)	3.34	1.57	5.50	4.14	1.00	4.33
48 週 (11/27 ~ 12/ 3)	1.41	1.14	1.63	2.00	1.67	1.11

参考：富士・東部保健所管内では、第51週(12/18～12/24)に注意報レベルに達しており、引き続き注意報レベルとなっています。

インフルエンザの予防対策

インフルエンザを予防するために

- ✓ 帰宅した際は、手洗いを必ず行いましょう。
- ✓ 流行時には人混みを避け、外出時にはマスクを着用しましょう。
- ✓ 十分な睡眠・休養をとり、体調を良好に保つよう心がけましょう。
- ✓ 重症化を防止するため、医師と相談しインフルエンザの予防接種を受けましょう。

キーワードは「咳エチケット」

- ✓ 咳・くしゃみの症状がある場合は、必ずマスクを着用する。
- ✓ マスクがない場合は、ハンカチなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむける。
- ✓ マスクは説明書を読んで正しく着用する。

インフルエンザにかかったら

- ✓ 早めに医療機関を受診しましょう。
- ✓ 医療機関を受診する際はマスクを着用しましょう。
- ✓ 十分な休養を取りましょう。

(学校保健安全法では、発症してから 5 日間、かつ、熱が下がった後 2 日間(幼児は 3 日)は自宅で休息を取るようになっております。)

- ✓ 抗インフルエンザウイルス薬の種類や服用の有無によらず、異常行動に注意しましょう。

参考

山梨県感染症情報センターのホームページをご参照ください。

<http://www.pref.yamanashi.jp/eikanken/kansensyousenta.html>